

2-2

後期高齢者医療の障害認定を受けたとき・受けなくなったとき

- 65歳以上75歳未満の人で、一定の障害状態にあり、市区町村等で認定を受け、後期高齢者医療の対象になり、後期高齢者医療制度に加入したときは、当組合での資格を失うこととなります。被保険者のときは「被保険者資格喪失届」、被扶養者のときは「被扶養者取消届」に「後期高齢者医療被保険者証」の写しを添付して提出してください。
- 上記の障害認定により後期高齢者医療の対象になった人が、この原因となった傷病が治って、後期高齢者医療に該当しなくなった場合は、被保険者のときは「被保険者資格取得届」、被扶養者のときは「被扶養者登録申請書」に「資格喪失証明書」を添付して申請してください。被扶養者の登録にあたっては、その他にも生計維持関係の確認のため、状況に応じて必要になる書類がありますので、事前に当組合にご確認ください。

(1)提出期日

- 後期高齢者医療被保険者又は「喪失証明書」が交付されたらすみやかに

(2)記入上のポイント

- 被保険者(本人)が後期高齢者医療制度に加入したとき
「被保険者資格喪失届」の資格喪失原因の欄は「障害認定」を選択してください。
- 被扶養者(家族)が後期高齢者医療制度に加入したとき
「被扶養者取消届」の扶養しなくなった理由の欄に「後期高齢者障害認定該当」と記入してください。
- 被保険者(本人)が後期高齢者医療制度に該当しなくなったとき
「被保険者資格取得届」の旧記号番号の欄に「後期高齢者障害認定不該当」と記入してください。
- 被扶養者(家族)が後期高齢者医療制度に該当しなくなったとき
「被扶養者登録申請書」の扶養しはじめた理由の欄に「後期高齢者障害認定不該当」と記入してください。